

平成17年9月30日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う動産譲渡登記等の事務の取扱いについて（通達）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号。以下「改正法」という。）、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第294号。以下「改正政令」という。）及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（平成17年法務省令第99号。以下「改正省令」という。）が本年10月3日から施行されることとなり、商業登記等事務取扱手続準則の一部が改正されましたが（平成17年9月30日付け法務省民商第2289号本職通達）、これに伴う譲渡人の本店等所在地法務局等における動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル（以下「登記事項概要ファイル」と総称する。）に関する事務の取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「法」とあるのは題名の改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）を、「登記令」とあるのは題名の改正後の動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第96号）を、「登記規則」とあるのは題名の改正後の動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をそれぞれいい、引用する条文はすべて改正後のものです。

おって、平成10年9月14日付け法務省民四第1741号本職通達（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて）中商業・法人登記事務の取扱いを定めている部分である第1の2の(4)

及び第2は、廃止します。

## 記

### 第1 本通達の趣旨

本通達は、改正法により動産譲渡登記制度が創設されたこと等に伴い、譲渡人等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に備える登記事項概要ファイルへの記録に関する事務の取扱い、登記事項概要ファイルの記録事項を証明した概要記録事項証明書に関する事務の取扱い等について、留意すべき事項を明らかにしたものである。

### 第2 動産譲渡登記制度の創設

#### 1 動産譲渡登記の効力

(1) 法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき、動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、当該動産について、民法（明治29年法律第89号）第178条の引渡しがあつたものとみなすとされた（法第3条第1項）。

(2) 動産の譲渡が取消し、解除その他の原因により効力を失った場合の動産譲渡登記の抹消登記についても、(1)と同様とされた（法第3条第3項、第10条第1項第2号）。

#### 2 動産譲渡登記所における登記の概要

##### (1) 登記所及び登記官

動産譲渡登記に関する事務（法第7条、第9条から第11条まで及び第12条第2項に規定する事務をいう。）は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「動産譲渡登記所」という。）が登記所としてつかさどり、動産譲渡登記所に勤務する法務事務官で法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱うとされ、平成17年法務省告示501号により、東京法務局が動産譲渡登記所として指定された（法第5条第1項、第6条第1号）。

##### (2) 登記の種類及び登記すべき事項

登記の種類としては、動産譲渡登記、動産譲渡登記の存続期間の延長登記、動産譲渡登記の全部又は一部の抹消登記、これらの登記の職権更正登記及び職権抹消登記等が規定された（法第7条、第9条、第10条、登記令第12条、第13条）。

動産譲渡登記の登記すべき事項は、次のとおりである（法第7条第2項）。

ア 譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所（譲渡人は、法人に限られる。）

イ 譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

ウ 譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

エ 登記原因及びその日付

オ 譲渡に係る動産を特定するために必要な事項（登記規則第8条）

(7) 動産の種類

(イ) 動産の特質によって特定する場合には、動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質

(ウ) 動産の所在によって特定する場合には、動産の保管場所の所在地

(エ) (7)から(ウ)までによって特定する譲渡の対象が2以上あるときは、1で始まる連続番号

カ 動産譲渡登記の存続期間（存続期間は、原則として10年を超えることができない。）

キ 登記番号及び登記の年月日

(3) 存続期間の満了による記録の閉鎖

動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイルの記録は、その存続期間が満了したときは、閉鎖しなければならないとされた（登記令第4条第1項）。

### 第3 登記事項概要ファイルへの記録に関する事務の取扱い

債権譲渡登記又は質権設定登記（以下「債権譲渡登記等」という。）がされるごとに登記事項の概要を商業登記簿等に記録する制度は廃止され、これに代えて、譲渡人又は質権設定者（以下「譲渡人等」という。）の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所）又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）に譲渡人等ごとに磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備え、これに動産譲渡登記及び債権譲渡登記等の登記事項の概要を記録するとされた（法第12条）。

#### 1 登記所及び登記官

登記事項概要ファイルに関する事務（法第12条第1項、第3項、第13条第1項に規定する事務をいう。）は、本店等所在地法務局等が登記所としてつかさどり、本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官で法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱うとされた（法第6条第2号）。

#### 2 本店等所在地法務局等への通知及び到達確認

(1) 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に関する事務（法第8条から第11条まで及び第12条第2項に規定する事務をいう。）をつかさどる東京法務局（以下「動産譲渡登記所等」という。）の登記官は、①動産譲渡登記又は債権譲渡登記等をしたとき、②その全部若しくは一部の抹消登記をしたとき又は③存続期間が満了した動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖したときは、本店等所在地法務局等に対し、①から③までの登記等をした旨のほか、登記規則第18条に規定する事項を通知しなければならないとされ、この通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、通知を受けた登記事項の概要のうち登記規則第19条に規定する事項を譲渡人等の登記事項概要ファイルに記録しなければならないとされた（法第12条、第14条第1項、登記令第4条第2項、登記規則第18条、第19条）。

なお、登記規則第19条に規定する事項のうち譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所については、商業登記簿等におけるこれらの記録を用いることにより、コンピュータシステム上登記事項概要ファイルに記録された状態とすることができるため、別途記録することを要しない。

(2) 動産譲渡登記所等の登記官は、職権更正登記又は職権抹消登記をした場合において、更正又は抹消に係る事項が登記規則第19条に規定する登記事項概要ファイルに記録すべき事項に該当するときは、本店等所在地法務局等に対し、更正又は抹消をした事項を通知しなければならないとされ、この通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、譲渡人等の登記事項概要ファイルの記録を更正し、又は抹消し、かつ、その旨を記録しなければならないとされた（登記令第12条第2項、第3項、第13条第5項）。

(3) 動産譲渡登記所等の登記官は、(1)又は(2)の通知に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、本店等所在地法務局等に対し、錯誤又は遺漏に係る事項を通知しなければならないとされ、この通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、譲渡人等の登記事項概要ファイルの記録を更正し、又は抹消し、かつ、その旨を記録しなければならないとされた（登記令第14条）。

(4) 動産譲渡登記所等から本店等所在地法務局等にする(1)から(3)までの通知は、各日の業務終了後、当日処理したを一括してファクシミリで送信する方法により行われるが、商登規第101条第1項の指定を受けた登記所（以下「オンライン指定登記所」という。）に対しては、登記完了後一定間隔で法務省オンライン申請システムを経由して送信する方法により行われる。

(5) 通知を受けた本店等所在地法務局等は、オンライン指定登記所を除き、遅滞なく、到達確認書（別紙第1号様式）に所要事項を記載した上、動産譲渡登記

所等にファクシミリその他の方法により通知するものとする。

### 3 受付

本店等所在地法務局等は、動産譲渡登記所等から2の(1)から(3)までの通知を受けたときは、当該通知書に受付の年月日及び受付番号を記録し、受付帳に所要の事項を記録しなければならない。この場合には、商業登記等の受付帳を上記の受付帳として利用するものとする。

なお、オンライン指定登記所においては、これらの受付処理は自動的に行われる。

### 4 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に係る通知を受けた場合の記録等

(1) 動産譲渡登記所等から通知される事項(法第12条第2項, 第14条第1項, 登記規則第18条第1項)

ア 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等をした旨

イ 譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

ウ 譲受人又は質権者(以下「譲受人等」という。)の氏名及び住所(法人にあっては, 商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

エ 譲渡人等又は譲受人等の本店又は主たる事務所が外国にあるときは, 日本における営業所又は事務所

オ 登記番号及び登記の年月日

(2) 登記事項概要ファイルに記録すべき事項(法第12条第3項, 第14条第1項, 登記規則第19条第1項第1号, 第2号, 第3項)。

ア 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等をした旨

イ 譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

ウ 譲受人等の氏名及び住所(法人にあっては, 商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

エ 譲受人等の本店又は主たる事務所が外国にあるときは, 日本における営業所又は事務所

オ 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の登記番号及び登記の年月日

カ アからオまでの事項を記録した年月日及び登記官の識別番号

この場合の記録例は、別紙記録例1又は2によるものとする(譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所については、商業登記簿等におけるこれらの記録を用いることにより、コンピュータシステム上登記事項概要ファイルに記録された状態とすることができるため、別途記録することを要しない。別紙記録例11から13までにおいて同じ。)

### 5 抹消登記に係る通知を受けた場合の記録等

(1) 動産譲渡登記所等から通知される事項(法第12条第2項, 第14条第1項,

登記規則第18条第1項第3号)

ア 譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

イ 譲渡人等の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

ウ 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の登記番号

エ 抹消登記の登記番号及び登記年月日

オ 一部の抹消登記にあっては、その旨

(2) 登記事項概要ファイルに記録すべき事項（法第12条第3項、第14条第1項、登記規則第19条第1項第3号、第3項）。

ア 全部又は一部の抹消の記録をした旨

イ 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の登記番号

ウ 抹消登記の登記番号及び登記の年月日

エ アからウまでの事項を記録した年月日及び登記官の識別番号

この場合の記録例は、別紙記録例3又は4によるものとする。

6 存続期間の満了に係る通知を受けた場合の記録等

(1) 動産譲渡登記所等から通知される事項（登記令第4条第2項、登記規則第18条第2項）

ア 動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖した旨

イ 閉鎖に係る動産譲渡登記又は債権譲渡登記等について、譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所（譲渡人等の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、さらに、日本における営業所又は事務所）並びに登記番号

(2) 登記事項概要ファイルに記録すべき事項（登記令第4条第3項、登記規則第19条第2項、第19条第3項）

ア 動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖した旨

イ 閉鎖した記録に係る登記番号

ウ ア及びイの事項を記録した年月日及び登記官の識別番号

この場合の記録例は、別紙記録例5によるものとする。

7 職権更正登記又は職権抹消登記に係る通知を受けた場合の記録

この場合の記録例は、別紙記録例6から8までによるものとする。

8 通知に錯誤又は遺漏があった旨の通知を受けた場合の記録

この場合の記録例は、別紙記録例9又は10によるものとする。

9 外国会社等の取扱い

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等においては、譲渡人等が外国会社又は外国法人である場合は、その日本における営業所又は事務所を登記しなければならないとされている（法第7条第2項第3号、第8条第2項第1号、第14条第1項）

が、日本における営業所又は事務所が複数あるときは、登記申請書において示された営業所又は事務所のみを登記すれば足りる。したがって、4から8までの通知も日本における営業所又は事務所のうち動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されたものの所在地を管轄する本店等所在地法務局等に対してのみ発せられることとなるので、登記事項概要ファイルに関する記録は、当該本店等所在地法務局等においてすれば足りる。

#### 10 通知に係る記録ができない場合の取扱い

動産譲渡登記所等からの通知に係る譲渡人等の商業登記簿等の登記記録が通知の到達前に閉鎖されていた場合その他通知に係る記録をすることができない場合は、送付された通知書及び受付帳の備考欄に「処理不能」と記載した上、①オンライン指定登記所にあつては却下通知のコメントにより、②その他の本店等所在地法務局等にあつては別紙第2号様式の通知書のファクシミリ送信により、その旨及びその事由（「平成〇年〇月〇日〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号へ本店移転」、「平成〇年〇月〇日清算終了」のように具体的に記載する。）を動産譲渡登記所等に通知しなければならない。

なお、商号変更、組織変更、当該登記所の管轄区域内における本店移転、合併による解散（新設又は存続する会社又は法人の本店又は主たる事務所が当該登記所の管轄区域内にある場合に限る。）等の登記がされたことにより、当該会社又は法人の表示が通知に係る譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所と一致していない場合であっても、商業登記簿等の記録から記録すべき会社又は法人を特定することができるときは、変更後の譲渡人等の商号等を通知書に記載した上、当該会社又は法人の登記事項概要ファイルに通知に係る記録をするものとする。

#### 11 商業登記簿等の登記記録の変更及び閉鎖等に伴う事務の取扱い

##### (1) 譲渡人等に係る商号変更又は同一登記所内の本店移転の登記をする場合

譲渡人等に係る商号若しくは名称の変更登記又は本店若しくは主たる事務所の移転の登記（当該本店等を他の登記所の管轄区域内に移転するものを除く。）がされた場合には、当該登記事項を登記事項概要ファイルに記録するものとされた（登記規則第7条）。この場合の登記事項概要ファイルへの記録については、商業登記簿等におけるこれらの記録を用いることにより、コンピュータシステム上登記事項概要ファイルに記録された状態とすることができるため、別途記録することを要しない。

##### (2) 譲渡人等に係る他の登記所への本店移転の登記をする場合

ア 譲渡人等に係る本店又は主たる事務所の移転の登記（当該本店等を他の登記所の管轄区域内に移転するものに限る。）がされた場合において、当該譲

渡人等に係る登記事項概要ファイルがあるときは、その記録を新所在地を管轄する本店等所在地法務局等に送付しなければならないとされた（登記規則第6条第2項）。この場合には、旧所在地を管轄する登記所は、新所在地を管轄する登記所に本店移転の登記の申請書及び添付書面等を送付する際に、譲渡人等の登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「概要記録事項証明書」という。）を送付書（別紙第3号様式）に添付して、併せて送付するものとする。

送付を受けた新所在地を管轄する登記所においては、動産譲渡登記所等からの通知に準じた受付処理（3参照）を行った上、譲渡人等に係る本店移転の登記をしたときは、旧所在地における現に効力を有する登記事項概要ファイルの記録を移すとともに、本店移転により記録を移記した旨及びその年月日を記録して、登記官の識別番号を記録するものとする。

この場合の記録例は、別紙記録例11によるものとする。

イ 旧所在地を管轄する登記所において、本店移転の登記をしたときは、当該譲渡人等に係る登記事項概要ファイルを閉鎖するため、本店移転をした旨及びその年月日並びに登記年月日及び閉鎖年月日を記録して、登記官の識別番号を記録しなければならない。この場合の登記事項概要ファイルへの記録については、商業登記簿等における閉鎖の記録を用いることにより、コンピュータシステム上登記事項概要ファイルを閉鎖した状態とすることができるため、別途記録することを要しない。

(3) 譲渡人等に係る合併による解散の登記をする場合

ア 譲渡人等に係る合併による解散の登記がされた場合において、当該譲渡人等に係る登記事項概要ファイルがあるときは、次に掲げる場合に応じた措置を行うものとされた。

(7) 合併により消滅する法人の本店等所在地法務局等の登記官は、当該本店等所在地法務局等の管轄区域内に合併後存続する法人又は合併により設立する法人の本店等がない場合には、解散の登記がされた後、閉鎖した登記事項概要ファイルに係る概要記録事項証明書を送付書（別紙第3号様式）に添付して、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の本店等所在地法務局等に送付するものとする（登記規則第6条第3項第1号）。この場合、送付を受けた本店等所在地法務局等においては、動産譲渡登記所等からの通知に準じた受付処理（3参照）を行った上で、現に効力を有する記録のみを移記し、合併により記録を移記した旨及びその年月日を記録して、登記官の識別番号を記録するものとする。

(イ) (7)以外の場合には、合併により消滅する法人の登記事項概要ファイル



の記録を合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項概要ファイルに移さなければならないとされた（登記規則第6条第3項第2号）。この場合には、現に効力を有する記録のみを移記し、合併により記録を移記した旨及びその年月日を記録して、登記官の識別番号を記録するものとする。

(7)及び(イ)の場合の記録例は、別紙記録例12によるものとする。

イ 合併により消滅する法人の登記事項概要ファイルの閉鎖については、(2)のイと同様に、別段の記録を要しない。

(4) 譲渡人等に係る組織変更の登記をする場合

ア 譲渡人等に係る組織変更による解散の登記がされた場合において、当該譲渡人等に係る登記事項概要ファイルがあるときは、その記録を組織変更後の法人の登記事項概要ファイルに移さなければならないとされた（登記規則第6条第4項）。この場合には、組織変更により記録を移記した旨及びその年月日を記録して、登記官の識別番号を記録するものとする。

この場合の記録例は別紙記録例13によるものとする。

イ 当該譲渡人等の組織変更前の登記事項概要ファイルの閉鎖については、(2)のイと同様に、特段の記録を要しない。

(5) 管轄転属の場合

登記事項概要ファイルは、譲渡人等の本店等所在地法務局等にのみ備えることとされているため、管轄転属の場合の取扱いについては、商業登記簿の企業担保権区の記録と同様に、転属した地域内に当該譲渡人等の本店又は主たる事務所がある場合に限り記録を移送するとされた（登記規則第6条第1項、商登規第11条第1項、第2項）。

移送を受けた本店等所在地法務局等においては、コンピュータシステム上登記事項概要ファイルを移送した状態とすることができるため、別途記録することを要しない。

また、登記事項概要ファイルの閉鎖については、(2)のイと同様に、別段の記録を要しない。

第4 登記事項概要ファイルの記録事項の証明に関する事務の取扱い

1 概要記録事項証明書の交付の請求

概要記録事項証明書の交付は、何人でも請求することができ、この交付の請求は、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名した申請書でしなければならないとされた（法第13条第1項、登記令第16条第1項、第2項）。

(1) 証明書の交付を請求する登記事項概要ファイルの記録を特定するために必要

## な事項

- (2) 閉鎖した登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求するときは、その旨
- (3) 請求する証明書の数
- (4) 手数料の額
- (5) 年月日
- (6) 登記所の表示

当該交付の請求は、登記事項概要ファイルに記録されている情報量が300キロバイトを超える場合を除き、譲渡人等の本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第2項の規定による指定を受けた登記所（以下「コンピュータ庁」という。）に限る。）でも行うことができるとされた（法第13条第2項、登記規則第23条第4項）。

また、法務大臣が指定した登記所については、オンラインによる概要記録事項証明書の送付の請求ができるとされた（登記規則第24条第2項、第3項、第28条）

なお、商業・法人登記における登記事項要約書と同様の制度は、設けられていない。

## 2 概要記録事項証明書の交付

登記官が概要記録事項証明書の交付申請書を受け取ったとき又は申請書に係る情報の送信を受けたときは、申請書に受付の年月日を記載した（オンラインによる送付請求があった場合を除く。登記規則第29条）上、受付の順序に従って、相当の処分をしなければならない（登記規則第21条）。

概要記録事項証明書には、登記されている事項（第3の4から8まで。ただし、登記官の識別番号を除く。）を記載した書面の末尾に認証文を付記し、年月日及び証明者の職氏名を記載し、職印を押印しなければならない（登記規則第23条第1項）。また、当該証明書が2枚以上であるときは、用紙ごとに当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならないものとする。なお、登記事項概要ファイル又は閉鎖した登記事項概要ファイルに請求に係る会社の記録がない場合には、証明すべき登記事項がない旨を記載した概要記録事項証明書を作成するものとする（請求に係る会社の商業・法人登記簿が当該登記所に存在しないときを除く。）。

この場合の証明文は、次のとおりとする。

- (1) 登記事項概要ファイル（閉鎖ファイルを除く。(2)において同じ。）に記録されている事項を証明する場合 「これは債権（動産）譲渡登記事項概要ファ

イルに記録されている現に効力を有する事項であることを証明した書面である。」

(2) 該当する登記事項概要ファイルの記録がない旨を証明する場合 「これは債権（動産）譲渡登記事項概要ファイルに記録されている現に効力を有する事項がないことを証明した書面である。」

(3) 1の(2)の請求があり、閉鎖ファイルに記録されている事項を証明する場合 「これは債権（動産）譲渡登記事項概要ファイルに記録されている閉鎖されている事項であることを証明した書面である。」

(4) 1の(2)の請求があり、該当する閉鎖ファイルの記録がない旨を証明する場合 「これは債権（動産）譲渡登記事項概要ファイルに記録されている閉鎖されている事項がないことを証明した書面である。」

### 3 登記手数料

概要記録事項証明書の交付についての手数料は、次のとおりとされた（法第21条第1項、登記手数料令（昭和24年政令第140号）第2条第8項、第7条）。

なお、オンラインによる概要記録事項証明書の送付請求の手数料については、登記官から得た納付情報により納付することができることとされた（登記規則第35条第2項）。

(1) 窓口交付及び電子情報処理組織を利用して送付の方法を求める場合には、1通につき500円（1通の枚数が5枚を超えるものについては、500円にその超える枚数5枚までごとに100円を加算した額）

(2) 電気通信回線による登記情報の提供については、1件につき400円

(3) (1)の場合には、国又は地方公共団体等の職員が職務上請求するときも手数料を納めることとされた。

## 第5 経過措置

### 1 施行日におけるコンピュータ庁での取扱い

譲渡人等の商業登記簿等の登記記録中債権譲渡登記区の記録（閉鎖された事項を含む。）がある場合には、施行日をもって、当該債権譲渡登記区を債権譲渡登記事項概要ファイルとし、登記官は、当該債権譲渡登記事項概要ファイルに当該譲渡人等の登記記録に記録されている商号又は名称及び本店等を記録するものとされた（改正省令附則第2条第3項）。

これについては、当該譲渡人等の商業登記簿等におけるこれらの記録を用いることにより、コンピュータシステム上債権譲渡登記事項概要ファイルに記録された状態とすることができるため、別途記録することを要しない。

### 2 コンピュータ庁以外の登記所での取扱い

(1) 債権譲渡登記事項概要簿

ア 譲渡人等の商業登記簿等の登記用紙中債権譲渡登記欄に登記事項がある場合には、施行日をもって、当該債権譲渡登記欄の用紙を債権譲渡登記事項概要簿とするとされた（改正省令附則第2条第4項、第3項）ので、現に存する当該債権譲渡登記欄の用紙を引き続き債権譲渡登記事項概要簿として使用するものとする。また、譲渡人等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所については、それぞれ商業登記簿の商号・資本欄若しくは商号・目的欄又は法人登記簿の名称・役員欄に記載された事項をもって、債権譲渡登記事項概要簿に記載されたものとして取り扱うものとする。

なお、当該譲渡人等の商号変更、本店移転等の登記がされた場合には、当該登記事項を債権譲渡登記事項概要簿に記載するものとされた（登記規則第7条）が、商業登記簿等におけるこれらの変更の記載をもって債権譲渡登記事項概要簿に記載されたものとして取り扱うものとする。

イ 債権譲渡登記事項概要簿は、商業登記簿又は法人登記簿と区別するため、従来の債権譲渡登記欄の用紙とその他の用紙との間に仕切り紙を設けるものとする。この措置は、改正法施行後、当該会社又は法人について、最初に商業・法人登記の申請があった時又は商業・法人登記簿の謄抄本を作成する時若しくは商業・法人登記簿を閲覧に供する時までに行うものとする。

なお、上記措置を行う際には、登記官は、従来の債権譲渡登記欄の用紙中「債権譲渡登記欄」とあるのを「債権譲渡登記事項概要簿」と修正するとともに、商業登記簿又は法人登記簿の枚数欄の数字について債権譲渡登記欄の用紙の数を減ずる修正をするものとする。

ウ 債権譲渡登記事項概要簿については、当該会社又は法人が合併により解散した場合等のように、その商業登記簿等の登記用紙が閉鎖される場合には、併せて閉鎖されるが、各債権譲渡登記等に係る記載が抹消されたにすぎない場合には、閉鎖されることはなく（改正政令附則第2条第3項、登記令第4条第4項の適用除外）、現に効力を有する記載が存しなくなった用紙も除却する必要はない。

閉鎖された債権譲渡登記事項概要簿とは、①商業登記簿等の登記用紙が閉鎖された会社又は法人に係る債権譲渡登記事項概要簿と②施行日前に閉鎖されて除却された各別の債権譲渡登記欄の用紙を意味するものである。

## (2) 債権譲渡登記事項概要簿の謄本

債権譲渡登記事項概要簿の謄本の作成に当たって留意する点は、以下のとおりである。

なお、債権譲渡登記事項概要簿の閲覧の制度は、設けられていない。

ア 債権譲渡登記事項概要簿の謄本を作成する場合には、商業登記簿の商号・

資本欄若しくは商号・目的欄又は法人登記簿の名称・役員欄の用紙を複写し、商号又は名称及び本店又は主たる事務所以外の事項に線を交さして職印を押印し、債権譲渡登記事項概要簿の写しと合てつした上、登記規則第23条第1項において規定された措置を行うものとする。

イ 閉鎖された債権譲渡登記事項概要簿の謄本を作成する場合には、(1)のウの①にあっては、商業登記簿の商号・資本欄若しくは商号・目的欄又は法人登記簿の名称・役員欄の用紙を複写し、商号又は名称及び本店又は主たる事務所以外の事項に線を交さして職印を押印するほか、商業登記簿又は法人登記簿の予備欄の用紙を複写し、閉鎖の事由及び年月日以外の登記事項に線を交さして職印を押印し、これらを閉鎖された債権譲渡登記事項概要簿の写しと合てつした上、登記規則第23条第1項において規定された措置を行うものとする。

他方、(1)のウの②にあっては、閉鎖されて除却された債権譲渡登記欄の用紙を複写し、本店又は主たる事務所に係る事項を補記した上、登記規則第23条第1項において規定された措置を行うものとする。

ウ 請求に係る債権譲渡登記事項概要簿がない場合（改正政令附則第2条第3項、登記令第16条第2項第2号）には、その旨を証明した書面を作成する（請求に係る会社が当該登記所に存在しない場合を除く。）。

エ アからウまでの場合の証明文の付記は、次のとおりとする。

(ア) 債権譲渡登記事項概要簿（閉鎖債権譲渡登記事項概要簿を除く。(イ)において同じ。）に登記されている事項を証明する場合 「上記は債権譲渡登記事項概要簿の謄本である。」

(イ) 該当する債権譲渡登記事項概要簿の記載がない旨を証明する場合 「請求のあった会社法人について、債権譲渡登記事項概要簿は、現在ありません。(本文)」 「上記のとおり証明する。(証明文)」 (別紙第4号様式)

(ウ) 閉鎖債権譲渡登記事項概要簿に登記されている事項を証明する場合

a (1)のウの①の場合 「上記は閉鎖債権譲渡登記事項概要簿の謄本である。」

b (1)のウの②の場合 「上記は年月日閉鎖した債権譲渡登記事項概要簿の用紙の謄本である。」

(イ) 該当する閉鎖債権譲渡登記事項概要簿の登記がない旨を証明する場合

「請求のあった会社法人について、閉鎖されている債権譲渡登記事項概要簿は、現在ありません。(本文)」 「上記のとおり証明する。(証明文)」 (別紙第5号様式)

(3) 新たに動産譲渡登記事項概要簿等を作成する場合の取扱い

新たに動産譲渡登記事項概要簿又は債権譲渡登記事項概要簿を作成する場合には、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成17年法務省令第19号）第1条の規定による改正前の商登規附録第5号から第8号までの合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社の債権譲渡登記欄若しくは目的欄又は予備欄の用紙を動産譲渡登記事項概要簿又は債権譲渡登記事項概要簿の用紙として用いるものとする。この場合には、「債権譲渡登記欄」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」又は「債権譲渡登記事項概要簿」と修正するほか、(1)及び(2)の債権譲渡登記事項概要簿の取扱いに準ずるものとする。

平成 年 月 日

東京法務局民事行政部  
動産（債権）登録課 御中

法務局 出張所

### 到達確認書

動産譲渡登記に関する事項 件

債権譲渡登記に関する事項 件

ただし、 月 日到達分

※到達（受信）月日を記載する。

通知先 東京法務局民事行政部動産（債権）登録課

（FAX：03-3389-3771）

※動産及び債権双方の通知がある場合であっても、1枚の確認書の通知で足りる。

第2号様式

日記第 号

平成 年 月 日

東京法務局民事行政部  
動産（債権）登録課登記官 殿

法務局 出張所  
登記官

職印

通 知 書

通知の表示			
※	債権譲渡登記/質権設定登記	登記番号 第 号	
	抹消登記	登記番号 第 号	
	存続期間の満了	閉鎖された登記の登記番号 第 号	
	職権更正登記/職権抹消登記	登記番号 第 号	
	通知の訂正	訂正に係る登記の登記番号 第 号	
	動産譲渡登記	登記番号 第 号	
	抹消登記	登記番号 第 号	
	存続期間の満了	閉鎖された登記の登記番号 第 号	
	職権更正登記/職権抹消登記	登記番号 第 号	
	通知の訂正	訂正に係る登記の登記番号 第 号	

※ 該当するものに○を付す（複数の場合には、上から①②…の要領で番号を付す。）。

上記の通知については、下記の事由により登記簿への記録（記載）ができません。

記



第3号様式

日記第 号

平成 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所

送 付 書

動産譲渡

下記の事由により 概要記録事項証明書を送付します。

債権譲渡

【事由】

本店移転による移記 (動産・債権譲渡登記規則第6条第2項)

合併による移記 (動産・債権譲渡登記規則第6条第3項)

\* 合併による移記の場合は、閉鎖概要記録事項証明書

※ にレ印を記入又はに変更して使用すること。

## 証 明 書

請求のあった会社法人について、債権譲渡登記事項概要簿は、  
現在ありません。

【請求のあった会社法人】

本店：◇◇県△△市○○町□□番地

商号：株式会社乙号商事

上記のとおり証明する。

平成17年10月3日

◇◇法務局○○出張所

登 記 官      法 務 省 子

印

## 証 明 書

請求のあった会社法人について、閉鎖されている債権譲渡登記  
事項概要簿は、現在ありません。

【請求のあった会社法人】

本店：◇◇県△△市○○町□□番地

商号：株式会社乙号商事

上記のとおり証明する。

平成17年10月3日

◇◇法務局○○出張所

登 記 官      法 務 省 子

印

別紙記録例

1 動産(又は債権)譲渡登記がされたときの登記(法12Ⅲ, 登記規則19Ⅰ①, ②)

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月20日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年10月24日登記
------------	---	---------------

2 質権設定登記がされたときの登記(法14Ⅰ, 12Ⅲ, 登記規則19Ⅰ①, ③)

質権設定	第2005-16507号質権設定 登記の年月日 平成17年11月2日 質権者 東京都中央区茅場町一丁目2番1号 中央科学工業株式会社	平成17年11月 4日登記
------	---	---------------

〔注〕1 譲受人(又は質権者)が日本に登記のある外国会社の場合は、日本における営業所等を次の例のとおり入力する。

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月20日 譲受人 英領西インド諸島ケイマン諸島グランド・ケイマン, ジョージ・タウン, ア グランド・ハウス私書箱309東京都台東区上野三丁目1番9号 (日本における営業所等 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号) グローバル・ファイナンス・コーポレーション	平成17年10月24日登記
------------	--	---------------

〔注〕 2 譲受人（又は質権者）が複数の場合は、「ほか〇〇名」を次の例のとおり入力する。

動産（又は債権）譲渡	第2005-16102号動産（又は債権）譲渡 登記の年月日 平成17年10月20日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社 ほか3名	平成17年10月24日登記
------------	--	---------------

3 抹消登記（全部抹消）がされたときの登記（法12Ⅲ，登記規則19Ⅰ②，③）

動産（又は債権）譲渡	第2005-16102号動産（又は債権）譲渡 登記の年月日 平成17年10月28日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年10月31日登記
	第2005-16102号抹消 登記の年月日 平成22年10月17日 登記番号 第2010-16501号	平成22年10月20日登記

4 抹消登記（一部抹消）がされたときの登記（法12Ⅲ，登記規則19Ⅰ②，③）

動産（又は債権）譲渡	第2005-16102号債権譲渡 登記の年月日 平成17年10月28日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成18年10月19日登記
	平成18年10月17日第2006-16501号一部抹消	平成17年10月31日登記

5 存続期間満了の登記（登記令4Ⅲ，登記規則19Ⅱ，Ⅲ）

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号債権譲渡 登記の年月日 平成17年10月28日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年10月31日登記
	第2005-16102号存続期間満了	平成22年11月1日登記

6 職権更正登記がされたときの登記（登記令12Ⅱ，Ⅲ，13Ⅴ）

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月28日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山河ファイナンス株式会社 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年11月8日登記
	平成17年11月7日第2005-16501号更正	平成17年11月1日登記

7 職権抹消登記（全部抹消）がされたときの登記（登記令12Ⅱ，Ⅲ，13Ⅴ）

動産(又は債権)譲渡	第2005-1602号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月20日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年10月24日登記
------------	--	---------------

第2005-1602号職権抹消  
登記の年月日 平成17年11月2日  
登記番号 第2005-1901号

平成17年11月 4日登記

8 職権抹消登記（一部抹消）がされたときの登記（登記令12ⅡⅢ，13Ⅴ）

動産(又は債権)譲渡	第2005-1080号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月12日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社
	平成17年10月17日第2005-1501号職権一部抹消 平成17年10月20日登記

平成17年10月14日登記

9 通知の訂正による更正（登記令14Ⅱ）

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号動産(債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月31日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山河ファイナンス株式会社 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社
	平成17年11月 7日動産・債権譲渡登記令第14条第2項により更正

平成17年11月 2日登記

1 0 通知の訂正による抹消（登記令 1 4 II）

動産(又は債権)譲渡	第 2 0 0 5 - 1 6 1 0 2 号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日 譲受人 東京都台東区上野三丁目 1 番 9 号 山川ファイナンス株式会社	平成 1 7 年 1 1 月 2 日登記
	第 2 0 0 5 - 1 6 1 0 2 号 平成 1 7 年 1 1 月 7 日動産・債権譲渡登記令第 1 4 条第 2 項により抹消	

1 1 本店移転に伴ってする移記（登記規則 6 II）

動産(又は債権)譲渡	第 2 0 0 5 - 1 6 1 0 2 号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成 1 7 年 1 0 月 3 日 譲受人 東京都台東区上野三丁目 1 番 9 号 山川ファイナンス株式会社	平成 1 7 年 1 1 月 4 日本店移転により移記

1 2 合併による変更又は設立の登記に伴ってする移記（登記規則 6 III）

動産(又は債権)譲渡	第 2 0 0 5 - 1 6 1 0 2 号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成 1 7 年 1 0 月 3 日 譲受人 東京都台東区上野三丁目 1 番 9 号 山川ファイナンス株式会社	平成 1 7 年 1 1 月 4 日合併により移記



13 組織変更に伴ってする移記（登記規則6IV）

動産(又は債権)譲渡	第2005-16102号動産(又は債権)譲渡 登記の年月日 平成17年10月3日 譲受人 東京都台東区上野三丁目1番9号 山川ファイナンス株式会社	平成17年11月 4日組織 変更により移記
------------	--	--------------------------